

「5歳児就学前健診」 の全県実施に向けて



平成 24 年 10 月

群馬県医師会・群馬県小児科医会・群馬県

発刊に寄せて

群馬県医師会長 鶴谷嘉武

群馬県内、全ての地域において「5歳児就学前健診」を普及させることを目的に、平成23年度「5歳児健診マニュアル検討会議」が設置され、委員各位の御尽力により、この度マニュアル書が発刊の運びとなりました。

御周知のとおり、母子保健法により乳幼児健診は3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診が実施されているところです。3歳児健診から就学までの間が概ね3カ年と開いており、実はこの時期が近年増加している発達障害にかかわる早期発見、早期療育の重要な時期となっております。

平成18年度厚生労働省は軽度の発達障害について実証的研究を実施し、研究成果を発表しました。その研究項目の1つとして「5歳児健診について」も検討を行っております。1000名を超える5歳児を小児科医が診察するという確度をもって軽度の発達障害児の発生頻度が8.2%～9.3%であると推定し、5歳児健診を行えば、小中学校で把握される軽度の発達障害児の殆どを5歳の段階で発見できる可能性を示唆していると考察しております。

さらに、これら児童の半数以上が3歳児健診では「問題なし」と判定されており、問題点が見えてくる「適性発見」時が5歳であると考えられております。

しかも、平成17年4月に施行された発達障害支援法では、発達障害児の早期発見のため必要な措置を講じることを定めているのにもかかわらず、実際の状況では、5歳児健診を実施している地域は全国でも少なく、本県では藤岡市と嬭恋村等、数か所に留まっています。

こうした背景のなか、5歳児健診を実施することで軽度の発達障害が顕在化してくる学童期において、さらに二次的な不適応である心身症や学校不適応、社会不適応などに進展する状況を阻止するためにも、発達障害への「気づき」が不可欠と考えます。

本マニュアル書が県内各市町村及び保育所・幼稚園、医療関係者に広く活用され、5歳児発達相談の体制並びにネットワークづくりの一助になることを心から期待申し上げ、あらためてお子さんが安定して充実した学校生活を送れることを祈念申し上げます。

結びとして、御多忙中にも関わらず貴重なお時間を割いて発刊に携わっていただいた先生方に対しまして、衷心より御礼申し上げます。

発刊に寄せて

群馬県小児科医会会長 飯山三男

発達障害の早期スクリーニングと対応は、乳幼児健康診査（乳幼児健診）の重要な課題です。疾病のスクリーニングから子育て支援へと健診で取り扱われる健康課題が大きく変わる中、これまで疾病のスクリーニングを主な目的としてきた考え方は、子育て支援という新しい課題へ向かっています。乳幼児健診は世界でも高い評価を得ている重要な事業です。戦後の母子ともに栄養改善を目指した時代から、脳性まひ児に代表される疾病の早期発見と療育を中心とした時代、子どもの社会性の発達や親子の関係性へのアプローチ、子育て支援に視点を置いた現代へと主要課題は変遷しています。母子保健法による乳幼児健診での3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診だけでは不十分であり、近年増加している発達障害に関わる早期発見・療育の重要な時期である就学前健診が必要であります。

平成16年に制定（施行は平成17年）された発達障害者支援法により、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが発達障害として定められ、平成19年から義務教育において特別支援教育が本格的に始まり、学校現場でも発達障害という言葉は日常的に使用されています。さらに、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の疑いということで、学校や幼稚園・保育所から受診を勧められたという親子が医療機関を受診することも珍しくなくなり、診断され治療中であることもあります。しかし、発達障害の理解や具体的支援については教師・保育士や医療・療育スタッフとの共通認識がまだ十分ではありません。また、発達障害の理解を困難にしている要因の一つは、発達障害の本質が遅れではなく、発達特性の違いにあるという事実です。5歳時は、就学までに1年の猶予があり、効率よく特別支援教育を利用するために必要な準備期間が確保できるという意味でも、子どもの発達支援・就学支援へとつなぐための時期として適切です。従って、子どもの社会性に着目した発達評価を行う5歳児就学前健診は重要な事業として意義があると思われま

す。

現在、県内各市町村において乳幼児健診や各種の相談事業が行われており、地域の療育機関や関係機関と連携した支援システムが整備されることが望まれます。乳幼児健診に従事する医師がこうした目的を十分に理解し、子育て支援に視点を置いた乳幼児健診での重要な役割を担ってほしいと思います。そして「5歳児就学前健診」が導入された時には、健診医として事業へのご協力のほどよろしくお願いいたします。また、このマニュアルが健診に関わる医師や関係者の方々に広く活用されることを期待いたします。

終わりに、本マニュアルの作成にご尽力いただいた検討会議委員の方々に厚くお礼申し上げます。

発刊に寄せて

群馬県健康福祉部長 片野清明

「5歳児就学前健診のマニュアル書」の発刊にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害が広く一般に知られるようになり、その支援体制の構築が大きな課題となりました。群馬県においては、平成18年4月に発達障害者支援センターを設置し、発達障害を抱える人への相談や関係機関への助言、普及啓発の研修などの取り組みをスタートさせました。その後、発達障害者支援センターへの相談件数が年々増加する中、職員等の人員体制を強化し、発達障害を抱える人からの相談などに迅速、かつ適切に応じられるようその充実に努めてきたところです。

発達障害者に対する支援の施策としては、各ライフステージに合わせて、乳幼児期の発達障害の早期発見・早期の発達支援、学齢期の教育及び学童保育等の利用、成人期の就労支援、地域での生活支援及び権利擁護並びに家族への支援を図ることとされています。

発達障害者は症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることに鑑み、本県では、発達障害を早期に発見し、保健・福祉・教育の連携のもとで、家庭や学校での適切な対応に結びつけていく仕組みについて研究を行ってきているところですが、未だ具体的な取り組みを各市町村にお示しするには、まだまだ事例も少なく、今後さらに検討が必要な状況となっております。

今回、作成していただきました「5歳児就学前健診のマニュアル書」は、子どもの診断に直接あたっていただいている小児科の先生方を中心に作成されたものであり、まさに現場の意見、声が反映されたものと伺っています。

県としましては、この貴重な資料を活用させていただき、乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害児者の支援体制の構築について、関係各位の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。

そして、「本マニュアル書」が市町村が取り組む発達障害の早期発見・早期支援の一助となることを期待し、ごあいさつとさせていただきます。

発刊に寄せて

群馬県教育委員会教育長 吉野 勉

「5歳児就学前健診の全県実施に向けて」の発刊にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年4月に学校教育法が改正され、特別支援教育が法的に位置づけられたことを受け、県教育委員会においては、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んで参りました。

特に、発達障害を含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、保護者や医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、共通理解を深めることが重要であると考え、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の構築を目指して各事業等を進めております。具体的には、対象児一人一人について関係機関が持つ情報を集約し、共通理解するための「相談支援ファイル」を作成して活用することで、早期からの連携体制の構築がより一層進むよう、各市町村等に、その必要性について周知を図っているところです。

このような中で、本マニュアル書が作成され発刊されることは大変意義深いことと考えます。県教育委員会としましても、本マニュアル書を参考として、今後とも関係機関との連携を深め、早期からの支援体制のより一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

結びになりますが、本マニュアル書の作成にあたり、御尽力いただいた皆様に敬意を表するとともに、本マニュアル書が発達障害の早期発見・早期支援の一助となることを期待し、ごあいさつとさせていただきます。

目

次

1. 「5歳児就学前健診」の目的	3
2. 主な発達障害の定義と特徴	7
3. 「5歳児就学前健診」の実施方法	
[1] 保健センター方式	13
[2] 巡回方式	21
[3] 園医方式	24
4. 質問票と行動評価	
[1] 質問票・子どもの強さと困難さアンケート（SDQ）	
①保護者用	29
②保育士・幼稚園教諭・その他用	31
[2] 質問票・SDQの評価の仕方	33
5. 「5歳児就学前健診」の実施に必要な書類・様式	
[1] 実施要綱	37
[2] 保育所・幼稚園への健診説明書	43
[3] 保護者への健診説明書	45
[4] 保育所・幼稚園・保護者への健診説明書（パンフレット版）	46
[5] 保護者への健診のお知らせ	47
[6] 園から保健センターなどへの連絡票	49
[7] 同意書	51
6. 発達障害相談・支援機関一覧	55

1

「5歳児就学前健診」の目的



「5歳児就学前健診」の目的

平成17年に施行された発達障害者支援法では、乳幼児健診を行うにあたり、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の早期発見に十分留意する必要性が明記されている。この背景には、発達障害児が学齢期に入ると、本来の症状だけではなく二次的な問題として、学校不適應や心身症の状態に陥ることが少なくないこと、また、不登校状態にある児童の中に発達障害児が含まれていること、などが知られるようになったことがある。

3歳までの乳幼児健診では、主として中等度以上の精神発達遅滞児や言語発達の遅れを伴う広汎性発達障害児などは発見が可能である。しかし、知的障害を伴わない広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害の幼児では、3歳児健診のあと、保育所や幼稚園で集団生活をするようになってから、「集団行動が取れない」、「自分勝手な行動が多い」、「指示が入りにくい」、「一人遊びが多い」など、それまで明らかにならなかった認知行動や社会性の発達における問題が指摘されることが少なくない。

従って、3歳児健診以降から就学前に、発達障害児を発見し、就学後の不適應を少なくするための支援を行うことが大切となり、5歳児健診の機会を設けることは意味あることと考えられる。その際、鍵となることは、健診で発見された発達障害をご家族にどのように伝えるか、就学までどのように支援するか、またどのように教育機関へ情報の受け渡しを行うかなどの「健診後の取り組み」につなげることである。5歳児健診は、全ての5歳児を対象とした悉皆健診と、希望者だけを対象にした発達相談に分けられる。また、健診方法には、保健センターや保育所・幼稚園で行う集団健診と、医療機関で行う個別健診が考えられる。

群馬県では平成19年から平成21年の3年間、発達障害児早期発達支援モデル事業（いわゆる5歳児健診モデル事業）が藤岡市と嬭恋村の協力を得て実施された。両市村においては、事業の有効性と発達障害児への早期支援の必要性などを十分認識し、モデル事業終了後も継続的な事業として実施されている。しかし、市町村の実情に応じた実施体制の確立や専門家（発達障害に精通した医師、心理職や言語聴覚士など）の確保については課題が大きく、5歳児健診を一律に全市町村で取り組むことは難しい面もある。特に、集団健診は、対象となる5歳児が多い市などでは、実施体制の確保や健診受診への啓発などが大きな課題となる。

今回、5歳児健診マニュアル検討会議では、健診の名称を教育機関との連携をとりやすくすることを意図し、「5歳児就学前健診」とし、モデル事業で実施された健診方式を参考にしつつ、より効果的に実施できるように、「5歳児就学前健診の全県実施に向けて」を取りまとめた。この健診を全県一律に実施することは難しいため、保健センター方式（保健センターで行う）、巡回方式（保育所・幼稚園を健診スタッフが巡回して行う）、園医方式（園医が保育所・幼稚園と連携協力して行う）の3つの方式を提示する。

地域において、保育所・幼稚園、保健行政、教育機関などと連携して発達障害児の早期発見と早期支援の体制を築き、気になる児を抱える保護者の不安をできる限り解消していく取り組みは

非常に重要である。このマニュアルが、各市町村において、「5歳児就学前健診」導入へのきっかけになることを期待している。

2

主な発達障害の定義と特徴



主な発達障害の定義と特徴について

平成17年に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されている。

以下に、文部科学省による主な発達障害の定義と行動の特徴を示す。

1 高機能広汎性発達障害

1) 定義

高機能広汎性発達障害とは、3歳位までに現れ、①対人関係の障害、②言葉やコミュニケーションの障害、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である広汎性発達障害のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

2) 行動の特徴

(1) 対人関係の障害

- ・友達のそばにはいるが、一人で遊んでいる。
- ・球技やゲームをする時、仲間と協力してプレーすることが考えられない。
- ・いろいろな事を話すが、その時の状況や相手の感情、立場を理解しない。
- ・共感を得ることが難しい。
- ・周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う。

(2) 言葉やコミュニケーションの障害

- ・話し言葉の遅れがあり、身振りなどにより補おうとしない。
- ・他人と会話を開始し継続する能力に明らかな困難性がある。
- ・常同的で反復的な言葉の使用または独特な言語がある。
- ・その年齢に相応した、変化に富んだ自発的なごっこ遊びや社会性のある物まね遊びができない。
- ・含みのある言葉の本当の意味が分からず、表面的に言葉通りに受けとめてしまうことがある。
- ・会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある。

(3) 特徴的なこだわり

- ・部屋のコンセントの位置を確かめないと気がすまない。
- ・特定のゲームにこだわる。
- ・決まった服しか着ようとする。
- ・特定の食べ物以外は受け付けない。

- ・いつもと違う通学路は嫌がる。
- ・自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。
- ・ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることがある。
- ・みんなから、「〇〇博士」「〇〇教授」と思われている（例：カレンダー博士）。

2 注意欠陥多動性障害

1) 定義

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意さや衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、日常生活や学習に支障をきたすものである。

その特徴は7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

2) 行動の特徴

(1) 不注意による行動

- ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる。
- ・課題や活動を順序立てて行うことが困難である。
- ・気が散りやすい。
- ・日々の活動で忘れっぽい。
- ・自分の持ち物等の整理整頓が難しく、机の周辺が散らかっている。
- ・他の児童より頻繁にけがをする。
- ・指示を聞いていないため、行動が遅れる。
- ・興味があるものには集中しすぎてしまい、切り替えが難しい。

(2) 衝動性による行動

- ・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
- ・順番を待つことができず、列に割り込んでしまう。
- ・ささいなことで大声を出したり暴れたりする。
- ・他の児童の邪魔をしたり、ちょっかいを出したりして、けんかになる。
- ・他の児童の持ち物に勝手にさわったり、トラブルになる。

(3) 多動性による行動

- ・意味もなく手足をそわそわ動かす。
- ・席にじっと座っていることができず、常にそわそわしている。
- ・きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- ・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- ・おしゃべりがやめられない。

3 学習障害

1) 定義

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

2) 行動の特徴

- 聞き間違いがある。
- 聞きもらしがある。
- たどたどしく話す。
- ことばに詰まったりする。
- 単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする。
- 音読が遅い。
- 文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする。
- 字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けない。
- 独特の筆順で書く。
- 物の多い、少ないが分からない。
- 数字の大小がすぐに分からない。
- よく似た図形が見分けられない。

3

「5歳児就学前健診」の実施方法



[1] 保健センター方式

1. 考え方

5歳児就学前健診を保健センターで実施することは、これまでの乳幼児健診と同様に保健事業の一つとして実施でき、かつ他の方式と違って全ての5歳児を対象にするという意義がある。

県では保健センター方式のモデル事業を、平成19年度から3年間、藤岡市で実施し現在も市の独自事業として継続している。ここでは集団遊び場面での行動観察を、一次健診では保健師や心理職等が、二次健診では専門医師を含めて行い、子どもの集団生活への適応能力を観察できる優れた方法である。一方、鳥取県、山口県、東京都などでは、医師による構造化された診察方法が行われており、健診項目がスコア化されカットオフ値が設定されているなど、ある程度の技能習得があれば誰にでもできるという利点がある。

しかしいずれも、医師など専門職の確保の困難や過大な負担の問題がある。そこでより実現可能な方法として、現行の1歳6か月児、3歳児健診と同様に健診内容の実質業務は保健師などが担い、医師はその結果を親に伝え専門家につなぐ役割とした。また、これまでの先行事業の特徴を生かし(A)集団遊びでの行動観察を主にした方式と、(B)構造化された発達検査方式の二方式を、各市町村の実情に合わせて採用できるようにした。

2. 実施方法 (P20を参照)

1) 質問票及び子どもの強さと困難さアンケート (Strengths and Difficulties Questionnaire : SDQ) による対象児の抽出

- (1) 健診は、当該児が5歳に達する月から実施する。
- (2) 市町村より事前に保護者へ健診の案内及び同意書と一緒に質問票及びSDQを送付し、記入したものを健診当日に持参してもらう。
- (3) 保健師は、保護者が持参した質問票及びSDQの内容を確認し、必要に応じて補足する。

2) 健診の実施

(1) 健診方法 (次のいずれかを選択して行う)

(A) 集団遊びでの行動観察の実施

- ① 集団遊びの内容は表1-1を参考にし、必要な遊びを選択して行う。
- ② 集団遊びをおこない、その様子を表1-1の観察ポイントにそって観察し、チェックリスト (表1-2) に記載する。

(B) 構造化された発達検査による方法

構造化された検査 (表2) を、合同ならびに個別に実施する。

- ① 合同検査は、3~5名ほどの子どもにグループ分けし、表2を実施し、同時に行動観察を行う。評価は、検査指示者とは別の観察者が行う。

- ②個別検査は、表2を実施し、同時に検査態度を観察する。
 - ③これらを総合してカットオフ値で判定する（表2補足）。
 - ④検査時の行動、態度の評価を行う（表3）。
- (2) 以上の質問票、SDQ、健診結果を医師に申し送る。
- (3) 医師診察
- 医師は保護者に対し、評価に基づく苦手さや弱さについて説明し、必要に応じて専門家による個別相談への誘導や後方支援カンファレンスに引き継ぐ。
- 補足；この健診段階では診断はつけられないので、例えば、落ち着ついて指示に応じる力、子ども集団に関わる力、いろいろな物事を理解して対応する力、新しい場面などに適応する力などの表現を用いて説明をすると良い。
- (4) 保健師による事後相談
- 健診当日に専門家の個別相談がない場合は、保健師が別室にて、医師評価への気持ちを踏まえ、親の認識の程度、困りごとなどを聴取把握し、後日の専門家による個別相談や後方支援カンファレンスにつなげる。
- 3) 後方支援カンファレンス
- (1) 保健師と専門家などによるカンファレンスを行う。カンファレンスは、専門家の個別相談がある場合にはその後の時間帯、個別相談がない場合には後日に設定する。専門家は原則、専門の医師とするが、地域の実情によっては、その他発達障害に精通した心理職、言語聴覚士などの専門家でも可能である。
- (2) カンファレンスにおいて、児の方向性を検討する。
- 市町村による事後指導やことばの教室などにつなげる、医療機関に紹介する等があげられる。
- 園などの集団生活の様子を把握する必要がある場合には親の承諾を得る。
- (3) 親への説明は、原則専門家が行う。その体制のない場合は保健師が伝えて相談に応じ、必要な場合には専門機関につなげる手配を行う。
- 4) 市町村による事後指導（親子教室等）における継続支援
- 支援が必要な児に対しては、市町村の親子教室、発達相談、療育支援などの事業で継続支援を行っていく。また、他の関係機関につないだ場合も、「いつでも相談に乗る」というメッセージを伝え、継続して親子を支えていく必要がある。

3. 課題

- 1) 保健センター方式は全児童を対象にした健診であり、発達障害の診断や就学措置に直接結びつくものでなく、就学に向けて援助を整えることを目的にしている。このことを広く住民に理解してもらう必要がある。

2) 健診の仕組みづくり

- (1) 市町村では、人口規模やマンパワーなど実情に応じた健診回数や従事者、流れ等を検討する。
- (2) 行動観察者は、一般的な子どもの様子をよく知っていることが望まれるので、複数担当者の継続性ある配置や、健診補助の幼稚園・保育所経験者などの活用も考慮する。

3) 保健師のスキルアップ

- (1) 保健師など担当者は、発達障害を念頭においた問診や行動観察、また保護者の相談に応じることが求められるため、研修を行う。
- (2) 担当者が熟達していくために、専門家による評価結果やその後の経過などをフィードバックできるようにする。

4) 市町村での取り組みを検討するにあたり、マンパワー確保等の問題がある場合は、可能な範囲で県や県医師会において支援を行うものとする。

5) 教育機関との連携は、乳幼児健診の情報を有効活用し、継続した児の支援ができるようなシステムを作る上で重要になる。よって教育機関に5歳児就学前健診へ関与してもらいながら、徐々に連携を深めていくことが望まれる。

表1-1 集団遊びでの行動観察

項目	実施内容	観察ポイント
微細運動	<ul style="list-style-type: none">• 歌に合わせて手遊びを行う（キャベツの中から青虫出たよ）。• 「お父さん指、お母さん指、赤ちゃん指……」など指示どおりに出せるか。	<ul style="list-style-type: none">• 指の動き、テンポ、リズム感はどうか。• 興味関心をもって取り組んでいるか。
絵本の読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none">• 年中児向けの絵本読み聞かせを行う。	<ul style="list-style-type: none">• 注目度、姿勢、集中力はどうか。手悪さ、よそ見をしていないか。• 共感的な反応をしているか。コメントは過剰でないか。
自己紹介	<ul style="list-style-type: none">• 5～6人のグループに分かれて自己紹介を行う。• 名前、園名、朝ごはんの内容、大きくなったらなりたいものについて一人ずつ話す。	<ul style="list-style-type: none">• 他児の話を聞いているか、姿勢・手悪さはどうか。
粗大運動	<ul style="list-style-type: none">• 音楽に合わせて、前向きに走る、後ろ向きに歩く、スキップ、コマ、片足立ち、ケンケンを行う。• 保健師等が先頭となり、見本を見せながら行う。• 音楽のスピードに合わせて、早さも調節する。	<ul style="list-style-type: none">• 動き、感情のコントロール、リズム感、バランスやぎこちなさの確認を行う。• 待ち時間は注目度、関心度、姿勢を確認する。

表1-2 「集団遊びでの行動観察」チェックリスト

名前	手あそび（微細運動）			絵本		自己紹介		粗大運動					備考			
	座る	模倣	指し示	微細運動	席に着く	聞く	反応	他見の話をきく	自己紹介できる	走る	後ろ歩き	コップ		スキップ	片足立ち	ケンケン
(例) 群馬花子	△	×	×	△	○	△	△	△	△	×	○	○	○	△	○	目線が合いにくい
				先生の話を聞いていない 姿勢のくずれ、寝転ぶ 手あそびをしない	手悪さが多く集中せず		姿勢のくずれ 人の話を聞いていない 発音が不明瞭			走らない、片足立ちはぐらぐらしている 他の子がやっていることに口を出す						

記載例：観察する行動がおおよそできている場合……○

観察する行動が全くできない場合……×

観察する行動ができているところもあるが、注意すべき点がある場合……△

表2 発達検査項目

項目	検査と質問	出来ると判定する目安	A	B	C
1. 合同検査					
1		両腕を横に挙げる	正確に模倣する		
2	動作模倣	両腕を上挙げる	正確に模倣する		
3		両腕を前に出す	正確に模倣する		
4		概 (左 右)念	右手をあげてください	右手を挙げる	
5	左手をあげてください		左手を挙げる		
6	協調運動 (下肢)	閉眼起立	ステップを踏まない		
7		片足立ち (右)	3秒片足で立てる		
8		片足立ち (左)	3秒片足で立てる		
9		片足ケンケン (右)	5回以上連続して可能		
10		片足ケンケン (左)	5回以上連続して可能		
11	協調運動 (上肢)	指のタッピング (右)	ミラーが出ない		
12		指のタッピング (左)	ミラーが出ない		
13		前腕の回内・回外 (右)	回内・回外になっている		
14		前腕の回内・回外 (左)	回内・回外になっている		
15		左右手の交互開閉	交互に開閉できる (3往復)		
16	行動制御	「いいよ」って言うまで目をつむってください	20秒間閉眼可能		
17		「いいよ」って言うまで目をつむってください	自己刺激がない		
2. 個別検査					
18	会 (一般)話	なんていう保育園ですか？	正確に答える		
19		何組ですか？	正確に答える		
20		○組の先生の名前は？	正確に答える		
21		○組のカレーはおいしいですか？	正確に答える		
22		お母さんのカレーもおいしいですか？	正確に答える		
23	会 (共感性)話	○組のカレーとお母さんのカレーとどっちがおいしいですか？	母の様子をうかがいながら答える、感情 (照れる、笑うなど) の表出が見られる		
24	概 念	ジャンケンをする (3回)	3回とも正確に勝ち負けがわかる		
25	概 念	しりとりをする (3往復)	3往復、しりとりが正確に出来る		
26	概 (用途)念	帽子って何するものかな？	かぶるもの		
27		クツって何するものかな？	はくもの		
28		お箸って何するものかな？	ごはんを食べるもの		
29		本って何するものかな？	読むもの		
30		時計って何するものかな？	時間を見るもの		
合計点					
総合判定			A (10点以下)・B (3点以下)・C (5点以下)		

※検査実施上の説明

- ①検査4、5「左右弁別」などで明らかに他の子を見て真似ている場合には、「出来ない」と判定する。
- ②検査17「行動制御」：正常の「自己刺激がない」範囲には、多少顔をしかめる、手足の細かな揺れや動きなども「出来る」と判定する。著しい軀幹や四肢の動き、強く目をつむるなどの場合は「出来ない」と判定する。
- ③検査25「しりとり」：しりとりの開始は、「しりとり」の「り」やその子の名前の語尾から始める。

表2 補足 表2の使い方

- ①検査項目1～3「動作模倣」は検査指示に慣れるために練習として実施し、採点はしない。
- ②各検査で「出来ると判定」した場合は、右空欄に得点を「1」と記載する。
各列A、B、Cは（A）精神遅滞ならびに学習障害など、（B）広汎性発達障害、（C）注意欠陥多動性障害を現しており、それらが疑われる検査項目が空欄となっている。
- ③A、B、Cの各列の合計点を一番下に記載する。
- ④総合判定欄には、「A」は10点以下、「B」は3点以下、「C」は5点以下の場合に各疾患が疑われるので、該当するものに○をつける。

疑い病名のカットオフ値（日本小児科学会雑誌 113：1095-1102；2009）

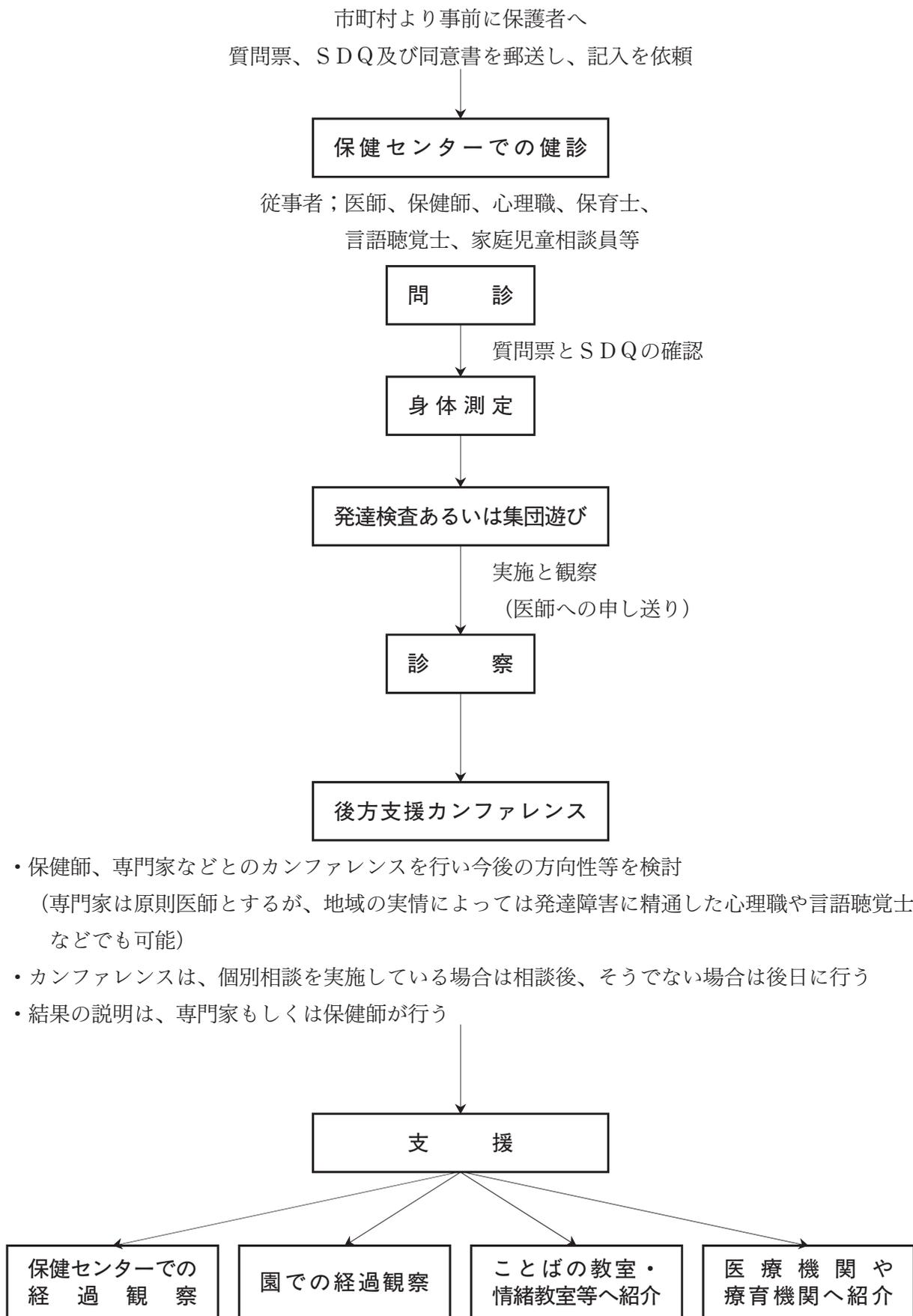
疑う疾患	検査項目	項目数	正常	疑い	感度	特異度
A. 精神遅滞ならびに学習障害など	会話(一般、共感性)+概念	15項目	11点以上	10点以下	1	0.87
B. 広汎性発達障害	会話(共感性)+協調運動(下肢)	6項目	4点以上	3点以下	0.75	0.99
C. 注意欠陥多動性障害	行動制御+協調運動(上肢)	7項目	6点以上	5点以下	0.83	0.95

表3 発達検査での観察事項

- ①観察項目の採点は、「あてはまらない」は「0」、「まああてはまる」は「1」、「あてはまる」は「2」の欄に○を付ける。
- ②各観察項目で気になる例があった場合は、記述欄に具体的に記入しておく。
- ③合計点が4点以上の場合は、専門相談や後方支援カンファレンスに回す。

観察状況		観察項目	採点			
1	集団検査	入室後の様子	他の子がいることに、余り関心がない	0	1	2
		指示への応答	きちんと聞いていない、理解していない	0	1	2
2	個別検査	入室後の様子	視線が合いにくい、あるいは一瞬しか合わさない	0	1	2
			表情が非常に乏しい	0	1	2
		質問への応答	オウム返しがときどきある（しりとり）	0	1	2
			口調が抑揚に乏しく不自然（単調、紋切り型、大人びている）	0	1	2
			概念26～30の質問で、自分の帽子や靴、お箸箱の色、今読んでいる本の内容、部屋にある時計を見て時間を言う、など一方的に話し続ける	0	1	2
合計			点			
[気になる例]						

保健センター方式の健診の流れ



[2] 巡回方式

1. 考え方

群馬県では、発達障害児早期支援モデル事業として嬭恋村において保育所及び幼稚園への巡回による支援が開始されている（モデル事業は平成21年度で終了したが、村事業として継続して実施）。また、保健師を中心として保育所及び幼稚園で巡回相談を実施している市町村もある。しかし、モデル事業以外の地域では、すべての園が対象になっているか、軽微な問題行動などが適切に相談されているかなどが問題点であった。そこで、現在行われている方式を参考にしつつ、効果的に実施できるように考える必要があった。

巡回方式で行うためには、まず園や保護者に対して意義や実施方法などを説明し、理解を求める必要がある。発達障害児を選別することが目的ではなく、その後の支援を皆でしていくための対策であることを説明する必要がある。

そのためには、巡回するスタッフは、保健師を中心に地域の実情に応じて言語聴覚士、作業療法士、教育経験者、経験豊かな保育士等とのチームを組んで行うこととする。

また、専門の医師は、人数が限られているため、後方支援を行う位置づけとする。

2. 実施方法（P23を参照）

1) 質問票及びSDQによる対象児の抽出

- (1) 市町村より事前に保護者へ健診の案内及び同意書と一緒に質問票及びSDQを送付し、記入を依頼する。保護者は、記入済みの質問票とSDQ及び同意書を児が通っている保育所・幼稚園へ提出する。
- (2) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、市町村保健センター等に連絡を依頼する。
- (3) 市町村は各園についても健診の案内と質問票及びSDQを一括送付し、保育士・幼稚園教諭にも、各児に対する質問票及びSDQの記入を依頼する。
- (4) 質問票及びSDQ、同意書は園で取りまとめ、対象児を抽出する。
- (5) 対象児の抽出に当たっては、質問票及びSDQをスケール化することにより、専門家でなくともできるようにする。

2) 園への巡回相談

- (1) 保健師と心理職等でチームとなり、園を巡回し、対象児を観察する。
- (2) 観察した後、園でカンファレンスを行う。
- (3) 必要に応じ、園の相談に乗る。

3) 後方支援カンファレンス

(1) 巡回相談の後、専門の医師とのカンファレンスを行う。

原則は、専門の医師とするが、地域の実情によっては、その他発達障害に精通した心理職、言語聴覚士などの専門家でも可能である。

(2) カンファレンスにおいて、児の方向性を検討する。

経過をみる、ことばの教室などにつなげる、医療機関に紹介する等があげられる。

(3) 対象児の検討結果については、必要に応じて巡回相談員あるいは専門家が保護者に説明する。

4) 園への巡回相談は、年2回程度行うことが望ましい。それは、半年後の成長を見て判断することが可能となる場合があるからである。

3. 課題

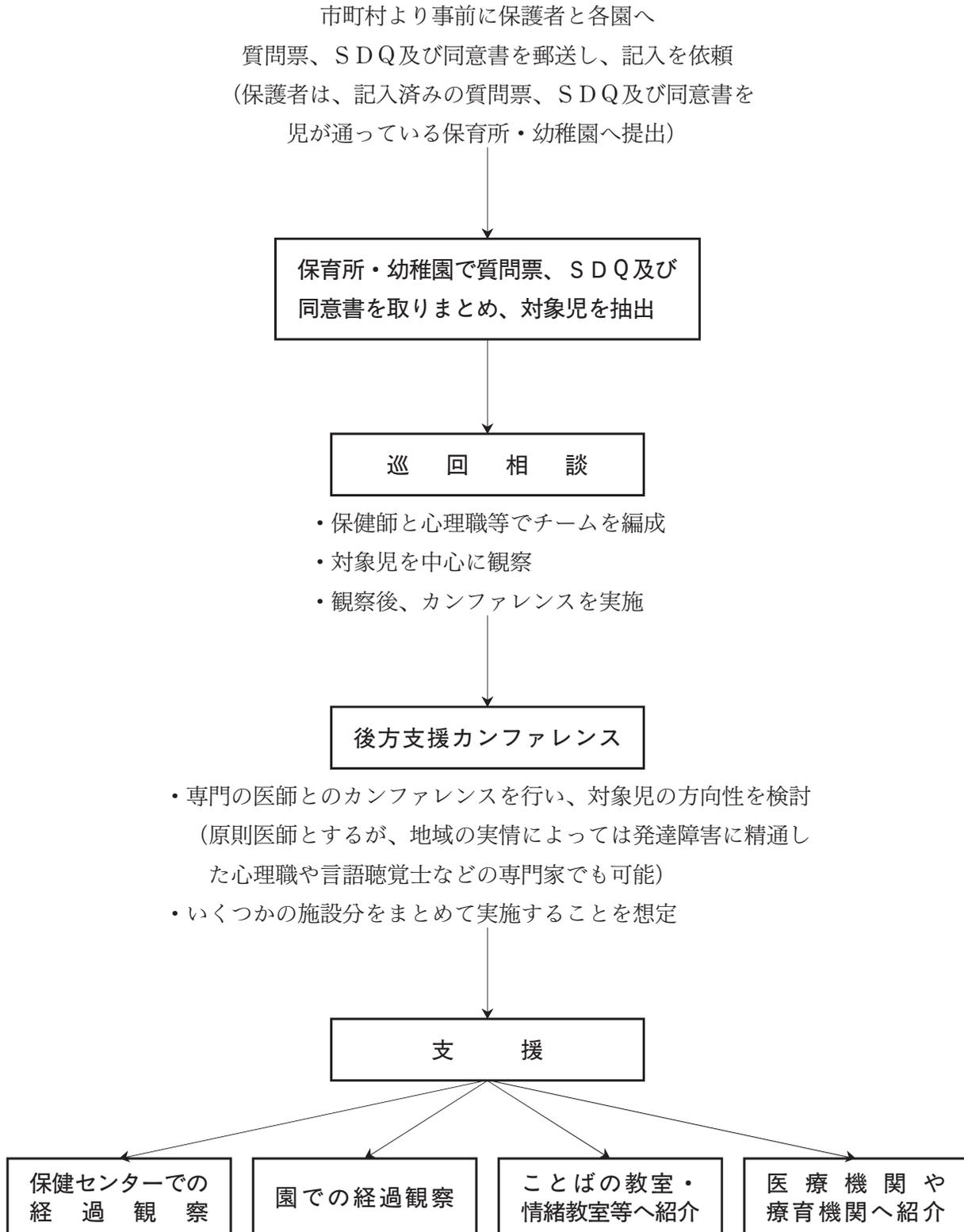
1) 巡回を担当する保健師やその他の専門職の力量を向上させるために、研修会の開催などの計画を立てる必要がある。また、地域によっては、専門職の確保が難しい場合がありうることを考慮する。

2) 保護者や園の保育士、幼稚園教諭の健診への理解を得るためにはどのようにすべきかを十分協議する必要がある。さらに、保護者と園の信頼関係を損ねることがないように十分配慮すべきである。

3) 就学後に適切な支援を受けられるように、ことばの教室や情緒教室、教育委員会等との連携を密にしていく必要がある。健診の目的は、児の健やかな成長のために、その特性に応じた適切な支援を受けられるように環境を整えることであることを忘れてはならない。

4) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、市町村保健センター等に質問票等を送付してもらうことにより対象児を把握し、保健センターで別途健診を実施するなどの対応を検討する必要がある。

巡回方式の健診の流れ



[3] 園医方式

1. 考え方

園医方式は、園医が参加して行われる健診である。この方式は、他方式と比較して健診実施側の人的、あるいは経済的負担が少なく、実施が容易である。また、園医の診察の後に後方支援カンファレンスが準備されていることにより、園医の負担軽減につながっている。

2. 実施方法（P26を参照）

1) 質問票及びSDQによる対象児の抽出

- (1) 市町村より事前に保護者へ健診の案内及び同意書と一緒に質問票及びSDQを送付し、記入を依頼する。保護者は、記入済みの質問票とSDQ及び同意書を児が通っている保育所・幼稚園へ提出する。
- (2) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、市町村保健センター等に連絡を依頼する。
- (3) 市町村は各園についても健診の案内と質問票及びSDQを一括送付し、保育士・幼稚園教諭にも、各児に対する質問票及びSDQの記入を依頼する。
- (4) 質問票及びSDQ、同意書は園で取りまとめ、対象児を抽出する。
- (5) 対象児の抽出に当たっては、質問票及びSDQをスケール化することにより、専門家でなくともできるようにする。

2) 園医の診察

- (1) 質問票及びSDQにより園で抽出した対象児について、園医と園職員で情報確認を行う。
- (2) 園医と園職員で、対象児を観察する。
- (3) 観察した後、園でカンファレンスを行う。

3) 後方支援カンファレンス

- (1) 園医の診察の後、園職員、専門の医師、巡回相談員とのカンファレンスを行う。
原則は、専門の医師とするが、地域の実情によっては、その他発達障害に精通した心理職、言語聴覚士などの専門家でも可能である。
- (2) カンファレンスにおいて、児の方向性を検討する。
経過をみる、ことばの教室などにつなげる、医療機関に紹介する等があげられる。
- (3) 対象児の検討結果については、必要に応じて園医あるいは巡回相談員や専門家が保護者に説明する。

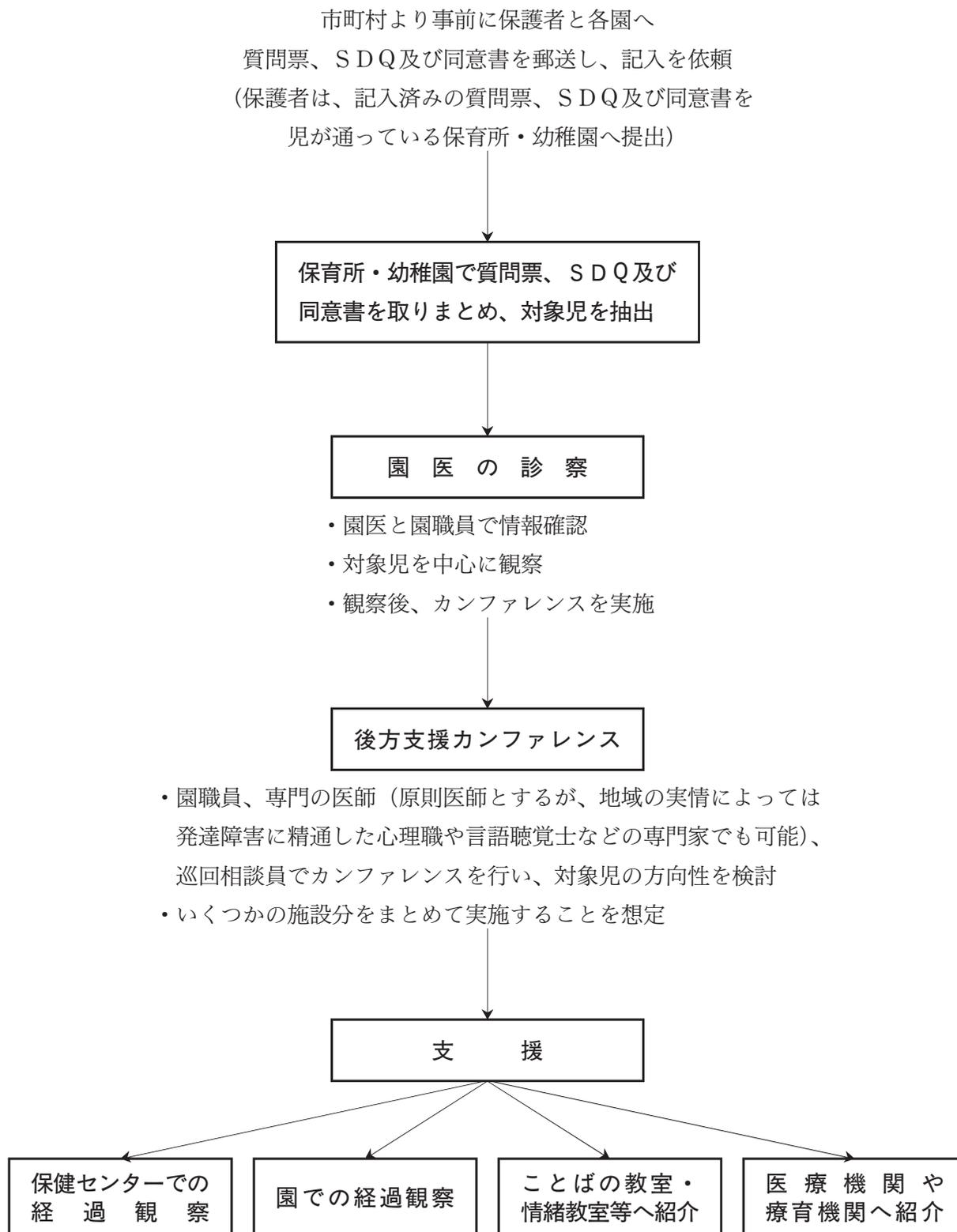
- 4) 園医の診察は、年2回程度行うことが望ましい。それは、半年後の成長を見て判断すること

が可能となる場合があるからである。

3. 課 題

- 1) 園医や園職員、あるいは巡回相談員に、この領域に関する知識と力量が求められ、講演会や講習会の開催などが必要である。
- 2) 保護者や保育士、幼稚園教諭に健診参加の理解を得るための協議や、広報及び健診継続のためにも保護者と園の信頼関係への十分な配慮が必要である。
- 3) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、市町村保健センター等に質問票等を送付してもらうことにより対象児を把握し、保健センターで別途健診を実施するなどの対応を検討する必要がある。

園医方式の健診の流れ



4

質問票と行動評価



[1] 質問票・子どもの強さと困難さアンケート (SDQ)

保護者用

5歳児就学前健診質問票

記入日：平成 年 月 日

※太枠内をご記入下さい。

氏名		性別	男・女
生年月日	平成 年 月 日 (歳 ヶ月)		
記入者	母・父・祖母・祖父・その他 ()		

お子さんの様子についてお伺いします。それぞれの質問について、該当する番号に○を付けて下さい。

㊤これまでの乳幼児健診で何か指摘されましたか。	1. ない 2. ある ()
㊦これまでに大きな病気や事故をしたことがありますか。	1. ない 2. ある ()
㊧現在、治療中あるいは経過をみてもらっている病気がありますか。	1. ない 2. ある ()

①目が悪いという心配はありますか。	1. ない 2. ある ()
②耳の聞こえが悪いという心配はありますか。	1. ない 2. ある ()
③学校に入ってから、授業中、席についてられないという心配がありますか。	1. ない 2. 少しある 3. ある
④人との会話ややりとりで、心配がありますか。	1. ない 2. 少しある 3. ある
⑤鬼ごっこやかくれんぼなどをする時に、ルールが分かり遊ぶことができますか。	1. はい 2. わからない 3. いいえ
⑥好きなことをしている時にも、声をかければ応じますか。	1. はい 2. わからない 3. いいえ
⑦お子さんのことで心配ごと・相談したいことがありますか。	1. ない 2. ある []

*裏面にも記入欄があります。

■ 「子どもの強さと困難さアンケート」 (Strengths and Difficulties Questionnaire : SDQ)

以下のそれぞれの質問項目について、「あてはまらない」、「まああてはまる」、「あてはまる」のいずれかのボックスにチェックをつけて下さい。

答えに自信がなくても、或いは、その質問がばからしいと思えたとしても、全部の質問にお答え下さい。
あなたのお子さんのここ半年くらいの行動についてお答え下さい。

	0	1	2
	あてはまらない	まああてはまる	あてはまる
1 他人の気持ちをよく気づかう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 落ち着きがなく、長い間じっとしてられない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 頭が痛い、お腹が痛い、気持ちが悪いなどと、よくうったえる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 他の子ども達と、よく分け合う（おやつ・おもちゃ・鉛筆など）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 カットなったり、かんしゃくをおこしたりすることがよくある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 素直で、大体は大人の言うことをよく聞く。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
8 心配ごとが多く、いつも不安なようだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしている時など、進んで助ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 いつもそわそわしたり、もじもじしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 仲の良い友達が少なくとも一人はいる。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
12 よく他の子とケンカをしたり、いじめたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 他の子ども達から、大体は好かれているようだ。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
15 すぐに気が散りやすく、注意を集中できない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 年下の子どもに対してやさしい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 よく嘘をついたり、ごまかしたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 自分から進んでよく他人を手伝う（親・先生・子ども達など）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 よく考えてから行動する。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
22 家や学校、その他から物を盗んだりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 他の子ども達より、大人という方が上手くいくようだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24 こわがりで、すぐにおびえたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 ものごとを最後までやりとげ、集中力もある。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>

ご協力ありがとうございました。

5歳児就学前健診質問票

記入日：平成 年 月 日

※太枠内をご記入下さい。

氏名		性別	男・女
記入者	保育士・幼稚園教諭・その他（具体的に： ）		

対象のお子さんの様子についてお伺いします。それぞれの質問について、該当する番号に○を付けて下さい。

①目が悪いという心配はありますか。	1. ない 2. ある()
②耳の聞こえが悪いという心配はありますか。	1. ない 2. ある()
③学校に入ってから、授業中、席についてられないという心配はありますか。	1. ない 2. 少しある 3. ある
④人との会話やりとりで、心配はありますか。	1. ない 2. 少しある 3. ある
⑤鬼ごっこやかくれんぼなどをする時に、ルールが分かり遊ぶことができますか。	1. はい 2. わからない 3. いいえ
⑥好きなことをしている時にも、声をかければ応じますか。	1. はい 2. わからない 3. いいえ
⑦お子さんのことで心配ごと・相談したいことがありますか。	1. ない 2. ある <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>

*裏面にも記入欄があります。

■ 「子どもの強さと困難さアンケート」 (Strengths and Difficulties Questionnaire : SDQ)

以下のそれぞれの質問項目について、「あてはまらない」、「まああてはまる」、「あてはまる」のいずれかのボックスにチェックをつけて下さい。

答えに自信がなくても、或いは、その質問がばからしいと思えたとしても、全部の質問にお答え下さい。対象のお子さんのここ半年くらい、或いは学年中の行動についてお答え下さい。

	0	1	2
	あてはまらない	まああてはまる	あてはまる
1 他人の気持ちをよく気づかう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 落ち着きがなく、長い間じっとしてられない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 頭が痛い、お腹が痛い、気持ちが悪いなどと、よくうったえる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 他の子ども達と、よく分け合う（おやつ・おもちゃ・鉛筆など）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 カッとなったり、かんしゃくをおこしたりすることがよくある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 素直で、大体は大人の言うことをよく聞く。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
8 心配ごとが多く、いつも不安なようだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしている時など、進んで助ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 いつもそわそわしたり、もじもじしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 仲の良い友達が少なくとも一人はいる。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
12 よく他の子とケンカをしたり、いじめたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 他の子ども達から、大体は好かれているようだ。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
15 すぐに気が散りやすく、注意を集中できない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 年下の子どもに対してやさしい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 よく嘘をついたり、ごまかしたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 自分から進んでよく他人を手伝う（親・先生・子ども達など）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 よく考えてから行動する。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>
22 家や学校、その他から物を盗んだりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23 他の子ども達より、大人といる方が上手いくようだ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24 こわがりで、すぐにおびえたりする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 ものごとを最後までやりとげ、集中力もある。	2 <input type="checkbox"/>	1 <input type="checkbox"/>	0 <input type="checkbox"/>

ご協力ありがとうございました。

[2] 質問票・SDQの評価の仕方

1. 5歳児就学前健診質問票の評価の仕方

保護者用

- ① 参考資料
- ② 参考資料
- ③ 参考資料
- ④ ある：眼科受診を考慮
- ⑤ ある：耳鼻咽喉科受診を考慮
- ⑥ 「ない」0点、「少しある」1点、「ある」2点
- ⑦ 「ない」0点、「少しある」1点、「ある」2点
- ⑧ 「はい」0点、「わからない」1点、「いいえ」2点
- ⑨ 「はい」0点、「わからない」1点、「いいえ」2点
- ⑩ ある：内容を確認のうえ、対処する

保育士・幼稚園教諭・その他用

- ① ある：眼科受診を考慮
- ② ある：耳鼻咽喉科受診を考慮
- ③ 「ない」0点、「少しある」1点、「ある」2点
- ④ 「ない」0点、「少しある」1点、「ある」2点
- ⑤ 「はい」0点、「わからない」1点、「いいえ」2点
- ⑥ 「はい」0点、「わからない」1点、「いいえ」2点
- ⑦ ある：内容を確認のうえ、対処する

対象児の抽出方法

質問票の③～⑥について、上記を参考に点数を付け、評価を行う。

- 1) 保護者用と保育士・幼稚園教諭・その他用の両質問票が提出されている場合
 - (1) 保護者用の③～⑥に1つでも2点があり、かつ、保育士・幼稚園教諭・その他用の③～⑥に1つでも2点があったら、対象児とする。ただし、保護者用または保育士・幼稚園教諭・その他用のどちらか1つだけに2点がある場合は、対象児としない。
 - (2) 保護者用の③～⑥と保育士・幼稚園教諭・その他用の③～⑥の点数を合計し、4点以上であれば対象児とする。
- 2) 質問票が片方のみの提出の場合
 - (1) 提出されている質問票の③～⑥の中に1つでも2点があったら、対象児とする。
 - (2) 提出されている質問票の③～⑥の合計が2点以上であれば、対象児とする。

2. SDQの評価の仕方

SDQ (Strength and Difficulties Questionnaire) は、Goodman によって開発された幼児期から就学期の行動スクリーニングのための質問紙である。イギリスを中心に北欧やドイツなどヨーロッパで広く用いられている。SDQは、子どもの特性をよく捉えることができるとされており、子どもの困難さ (difficulty) のみならず、強み (strength) も評価できる点が他の質問紙とは異なる特徴がある。SDQは保護者と保育士・教諭・その他の2つをセットにして評価を行う。それは子ども達の家庭での様子と集団生活における様子を知るためである。

SDQの質問項目は、5つのサブスケール(行為面、多動・不注意、情緒面、仲間関係、向社会性)の計25項目からなる。すべての項目について、「あてはまる」、「まああてはまる」、「あてはまらない」の3段階で評価してもらう形式になっている。各項目について、0、1、2点をつけていくが、逆転項目があるため、「あてはまる」と「あてはまらない」が0点または2点、「まああてはまる」が1点となる。

5つのサブスケールの合計得点を出し、その領域における支援の必要性が「Low Need:ほとんどない」、「Some Need: ややある」、「High Need: おおいにある」の3つに分類する。さらに、行為面、多動・不注意、情緒面、仲間関係の4サブスケールの合計でTDS (Total Difficulties Score) を算出し、全体的な支援の必要性を把握する構造になっている。

保護者や保育所・幼稚園の関係者が5分ほどでチェックすることが可能で、他の行動スクリーニングと相関も高く不注意と多動の検出に優れている。

イギリス基準のカットオフ値もあるが、日本(久留米市)で行われた大規模調査の結果に基づくカットオフ値を用いる。

日本におけるSDQ(保護者評価)の評価表

サブスケール	SDQの番号	Low Need	Some Need	High Need
①行為面	5, 7, 12, 18, 22	0-3	4	5-10
②多動・不注意	2, 10, 15, 21, 25	0-5	6	7-10
③情緒面	3, 8, 13, 16, 24	0-3	4	5-10
④仲間関係	6, 11, 14, 19, 23	0-3	4	5-10
⑤向社会性	1, 4, 9, 17, 20	6-10	5	0-4
Total Difficulties Score (①~④の合計)		0-12	13-15	16-40

松石らによる2,899名(4~12歳)のデータから分析

5

「5歳児就学前健診」の実施に 必要な書類・様式



[1] 実施要綱

〈保健センター方式〉

〇〇市（町・村）5歳児就学前健診実施要綱

1. 目的

小学校就学前の児に対し、3歳児健診までには発見されにくい発達障害（又はその傾向）を早期に発見し、児の健全な成長をめざした適切な支援につなげていくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する健康診査として「5歳児就学前健診」（以下、「健診」という。）を実施する。

2. 実施主体

実施主体は〇〇市（町・村）とする。

3. 実施方法

健診は、〇〇市（町・村）保健センターにおいて、集団健診として実施する。

4. 対象児等

5歳に達した幼児とする。

5. 実施時期

毎月1回（又は、年〇回（〇月、……、〇月）、当該月の対象児について実施する。

6. 周知方法

対象児の保護者あて通知する。

また、〇〇市（町・村）広報に掲載する。

7. 実施内容

1) 健診の通知の際、質問票、SDQ、同意書を送付し、当日持参してもらう

2) 当日の流れ

①受付 事前に郵送した質問票及びSDQを預かり、質問票とSDQの内容を確認する

②身体計測 身長及び体重測定を行う

③健診 次のいずれかを選択して行う

(A) 集団遊びでの行動観察による方法

集団遊びを行うことにより、行動観察を行う

(B) 構造化された発達検査による方法

構造化された検査を合同ならびに個別で実施し、行動観察を行う

④診 察 ①、③の評価を医師に申し送り、医師による診察を行う
必要に応じて専門家による個別相談等に誘導する

⑤保健師による事後相談

健診当日に専門家による個別相談がない場合、保健師による相談を行い、専門家の個別相談等につなげる

3) 後方支援カンファレンスの実施

保健師と専門家などによるカンファレンスを行い、児の方向性を検討する

4) 従事者

医師、保健師、心理職、保育士、言語聴覚士、家庭児童相談員等

8. その他

1) 健診は、保護者の理解を前提に、学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断（いわゆる「就学時健診」）との情報共有が図られるよう、就学時健診を所管する教育委員会等の関係機関と連携を図り実施するものとする。

2) 健診の実施について、対象児が利用する保育所又は幼稚園での活動状況や支援方法等に関する情報を可能な範囲で共有するものとする。

3) 保育所や幼稚園等への情報提供については、保護者からの同意書を確認した上で行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

〈巡回方式〉

〇〇市（町・村）5歳児就学前健診実施要綱

1. 目的

小学校就学前の児に対し、3歳児健診までには発見されにくい発達障害（又はその傾向）を早期に発見し、児の健全な成長をめざした適切な支援につなげていくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する健康診査として「5歳児就学前健診」（以下、「健診」という。）を実施する。

2. 実施主体

実施主体は〇〇市（町・村）とする。

3. 実施方法

健診は、保健師、心理職等が複数名でチームを編成し、対象児が利用する保育所又は幼稚園を巡回する方法で実施する。

4. 対象児等

健診の対象児は、小学校入学前の年長児（概ね5歳児）とする。

5. 実施時期

実施時期は、保育所又は幼稚園において、対象児が小学校に入学する年度の前年度（いわゆる「年長児期」）に順次実施し、就学時健診の前に終了することとする。

6. 周知方法

管内の保育所及び幼稚園の長あて依頼するとともに、該当児の保護者あて通知する。

また、〇〇市（町・村）広報に掲載する。

7. 実施内容

- 1) 健診実施前に〇〇市（町・村）から対象児あてに質問票、SDQ、同意書を郵送する。
- 2) 保育所及び幼稚園へ健診実施の依頼を行う。その際、保育士・幼稚園教諭用の質問票とSDQを送付する。

質問票、SDQ、同意書は巡回相談当日までに保育所又は幼稚園で回収してもらう。

同意書により同意を得られた児について、保護者及び保育士・幼稚園教諭が記入した質問票、SDQにより対象児を抽出する。

3) 訪問指導（巡回チーム）

質問票及びSDQから抽出された児及び保育所又は幼稚園で必要と認められた児を中心に行動観察を行う。

行動観察の後、園でカンファレンスを行うとともに、必要に応じ相談に応じる。

4) 後方支援カンファレンス

巡回相談終了後、巡回チーム、保育士又は教諭と専門医とのカンファレンスを行い、児の方向性を検討する。

カンファレンスはいくつかの園をまとめて実施することとする。

8. その他

1) 健診は、保護者の理解を前提に、学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断（いわゆる「就学時健診」）との情報共有が図られるよう、就学時健診を所管する教育委員会等の関係機関と連携を図り実施するものとする。

2) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、〇〇市（町・村）保健センターに質問票等を送付してもらうことにより把握し、保健センターで別途健診を実施するなどの対応を検討する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

〈園医方式〉

〇〇市（町・村）5歳児就学前健診実施要綱

1. 目的

小学校就学前の児に対し、3歳児健診までには発見されにくい発達障害（又はその傾向）を早期に発見し、児の健全な成長をめざした適切な支援につなげていくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する健康診査として「5歳児就学前健診」（以下、「健診」という。）を実施する。

2. 実施主体

実施主体は〇〇市（町・村）とする。

3. 実施方法

健診は、対象児が利用する保育所又は幼稚園において、嘱託医師（園医）が保育士又は教諭等と連携して実施する。

4. 対象児等

健診の対象児は、小学校入学前の年長児（概ね5歳児）とする。

5. 実施時期

実施時期は、保育所又は幼稚園において、対象児が小学校に入学する年度の前年度（いわゆる「年長児期」）に順次実施し、就学時健診の前に終了することとする。

6. 周知方法

管内の幼稚園及び保育所の長あて依頼するとともに、該当児の保護者あて通知する。

また、〇〇市（町・村）広報に掲載する。

7. 実施内容

- 1) 健診実施前に〇〇市（町・村）から対象児あてに質問票、SDQ、同意書を郵送する。
- 2) 保育所及び幼稚園へ健診実施の依頼を行う。その際、保育士・幼稚園教諭用の質問票とSDQを送付する。
質問票、SDQ、同意書は巡回相談当日までに保育所又は幼稚園で回収してもらう。
同意書により同意を得られた児について、保護者及び保育士・幼稚園教諭が記入した質問票、SDQにより対象児を抽出する。
- 3) 園医と保育士又は教諭による情報確認を行い、対象児を中心に園医による診察を行う。

4) 後方支援カンファレンス

園での健診の終了後、保健師、保育士又は教諭と専門医とのカンファレンスを行い、児の方向性を検討する。

カンファレンスはいくつかの園をまとめて実施することとする。

8. その他

1) 健診は、保護者の理解を前提に、学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断（いわゆる「就学時健診」）との情報共有が図られるよう、就学時健診を所管する教育委員会等の関係機関と連携を図り実施するものとする。

2) 保育所又は幼稚園に入園していない児や、他の市町村にある保育所又は幼稚園に入園している児については、〇〇市（町・村）保健センターに質問票等を送付してもらうことにより把握し、保健センターで別途健診を実施するなどの対応を検討する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

[2] 保育所・幼稚園への健診説明書

〈巡回方式〉

〇〇保育所（幼稚園）長 様

〇〇市（町・村）長 〇〇 〇〇
（〇〇課）

5 歳児就学前健診の実施について

〇〇市（町・村）では、これまでの「〇ヶ月健診」、「〇歳児健診」、……「3歳児健診」などを実施し、子どもたちの健全な成長・発達を見守ってきているところです。

近年、乳幼児期から、集団での生活にうまく馴染めないお子さんや、行動面などで多くのお子さんとはやや異なる発達状況を示すお子さんが見られることがあります。お子さんの成長や発達状況は一人ひとり異なり、成長につれて問題となる面も改善されるケースが多くありますが、中には、それら行動面などでの特性がなかなか改善されず、子育てに何となく不安を抱える保護者の方も出てくると思われまます。

平成17年度に発達障害者支援法という法律ができ、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害など、いわゆる「発達障害」という障害が注目されはじめています。

「発達障害」は、他人とのコミュニケーションがうまくできず、対人関係などで問題が出たり、集団生活などで他のお子さんと一緒に行動ができなかったり、あるいは、学校に入ってから特定の学習面での支障が出たりするなどの特徴が見られます。これらの特性は、乳幼児期には、発達の遅れや偏りが少しかつたり、部分的であつたりすることから、周りから「発達障害」の傾向があることが気付かれにくく、「自分勝手な行動が多い」とか「親の育て方が悪い」などと誤解されたりするほか、早い段階からその特性に気付き、それに合わせた適切な対応を行わないと、成長するにつれて、二次的な障害として引きこもりや不登校といった新たな問題が出てくる可能性もあると言われてしています。

そのため、「発達障害」（または、その傾向）をできるだけ早くに発見し、その特性に合わせた適切な支援を早期に行うなど、お子さんの健やかな成長を手助けしていきたいと考え、〇〇市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を実施します。

本市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を巡回方式で実施することとしており、そのため、実施に当たっては、貴園（所）に対し、格別な協力をお願いしたいと考えております。具体的には、健診を貴園（所）で実施することとし、当市（町・村）から、保健師や心理職等がチームを編成して、園での活動状況を観察する中で、特に発達の気になる子ども等への必要な対応等を助言等できればと考えています。

また、健診終了後は専門医などの専門家とのカンファレンス等を実施させていただき、気になる子どもの支援の方向性等を協議させていただきたいと考えています。

この健診を活用し、お子さんの成長・発達に関し、保護者などが、子育てしていく上で気をつける点等に早めに気づき、気軽に相談し、必要に応じて専門的な発達支援が受けられるよう、園（所）、〇〇市（町・村）保健センターが連携し、安心して子育てができる体制づくりに取り組みたいと存じます。

また、この健診では、小学校（教育委員会）などの連携を一層図る必要があることから、それらの関係機関とお子さんに関する成長の状況を保護者の同意を得ながら情報共有していきたいと考えております。

この機会に、日頃の活動の中で気になる点等ございましたら、遠慮なくご相談いただくよう、お願いします。

〇〇市（町・村）保健センター（〇〇課〇〇係）
〇〇市（町・村）〇〇町1-1-1
電 話 ……
FAX ……

〈園医方式〉

〇〇保育所（幼稚園）長 様

〇〇市（町・村）長 〇〇 〇〇
（〇〇課）

5 歳児就学前健診の実施について

〇〇市（町・村）では、これまでの「〇ヶ月健診」、「〇歳児健診」、……「3歳児健診」などを実施し、子どもたちの健全な成長・発達を見守ってきているところです。

近年、乳幼児期から、集団での生活にうまく馴染めないお子さんや、行動面などで多くのお子さんとはやや異なる発達状況を示すお子さんが見られることがあります。お子さんの成長や発達状況は一人ひとり異なり、成長につれて問題となる面も改善されるケースが多くありますが、中には、それら行動面などでの特性がなかなか改善されず、子育てに何となく不安を抱える保護者の方も出てくると思われまます。

平成17年度に発達障害者支援法という法律ができ、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害など、いわゆる「発達障害」という障害が注目されはじめています。

「発達障害」は、他人とのコミュニケーションがうまくできず、対人関係などで問題が出たり、集団生活などで他のお子さんと一緒に行動ができなかったり、あるいは、学校に入ってから特定の学習面での支障が出たりするなどの特徴が見られます。これらの特性は、乳幼児期には、発達の遅れや偏りが少しであったり、部分的であったりすることから、周りから「発達障害」の傾向があることが気付かれにくく、「自分勝手な行動が多い」とか「親の育て方が悪い」などと誤解されたりするほか、早い段階からその特性に気付き、それに合わせた適切な対応を行わないと、成長するにつれて、二次的な障害として引きこもりや不登校といった新たな問題が出てくる可能性もあると言われてしています。

そのため、「発達障害」（または、その傾向）をできるだけ早くに発見し、その特性に合わせた適切な支援を早期に促すなど、お子さんの健やかな成長を手助けしていきたいと考え、〇〇市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を実施します。

本市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を保育所（幼稚園）及び園医の協力の下で実施することとしており、そのため、実施に当たっては、貴園（所）に対し、格別な協力をお願いしたいと考えております。具体的には、健診を貴園（所）で実施することし、必要に応じ、当市（町・村）保健師等との情報を共有しながら、貴園（所）の嘱託医師と教諭（保育士）等が、日常活動の中で発達の気になる子どもの支援の方向性等を協議させていただきたいと考えています。

また、健診終了後は専門医などの専門家とのカンファレンス等を実施させていただき、気になる子どもの支援の方向性等を協議させていただきたいと考えています。

この健診を活用し、お子さんの成長・発達に関し、保護者などが、子育てしていく上で気をつける点等に早めに気づき、気軽に相談し、必要に応じて専門的な発達支援が受けられるよう、幼稚園や保育所、〇〇市（町・村）保健センターが連携し、安心して子育てができる体制づくりに取り組まます。

また、この健診では、小学校（教育委員会）などの連携を一層図る必要があることから、それらの関係機関とお子さんに関する成長の状況を保護者の同意を得ながら情報共有していきたいと考えております。

この機会に、日頃の活動の中で気になる点等ございましたら、遠慮なくご相談いただくよう、お願いします。

〇〇市（町・村）保健センター（〇〇課〇〇係）
〇〇市（町・村）〇〇町1-1-1
電 話 ……
FAX ……

【3】 保護者への健診説明書

保護者の方へ

5 歳児就学前健診の実施について

〇〇市（町・村）では、これまでの「〇ヶ月健診」、「〇歳児健診」、……「3歳児健診」などを実施し、お子さんの健全な成長・発達を見守ってきました。

近年、乳幼児期から、集団での生活にうまく馴染めないお子さんや、行動面などで多くのお子さんとはやや異なる発達状況を示すお子さんが見られることがあります。お子さんの成長、発達状況は一人ひとり異なり、成長につれて問題となる面も改善されるケースが多くありますが、中には、それら行動面などでの特性が改善されず、子育てに何となく不安を抱える保護者の方もいらっしゃるのではないかと思います。

平成17年度に発達障害者支援法という法律ができ、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害など、いわゆる「発達障害」という障害が注目されはじめています。

「発達障害」は、他人とのコミュニケーションがうまくできず、対人関係などで問題が出たり、集団生活などで他のお子さんと一緒に行動ができなかったり、あるいは、学校に入ってから特定の学習面での支障が出たりするなどの特徴が見られます。これらの特性は、乳幼児期には、発達の遅れや偏りが少しであったり、部分的であったりすることから、周りから「発達障害」の傾向があることが気付かれにくく、「自分勝手な行動が多い」とか「親の育て方が悪い」などと誤解されたり、あるいはまた、その特性に適した対応を行わないと、学齢期以降に不登校などの二次障害を生じることがあると言われています。

そのため、「発達障害」をできるだけ早めに見つけ、その特性に合わせた適切な援助を行うなど、お子さんの健やかな成長を手助けしていきたいと考え、〇〇市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を実施します。

当市（町・村）における「5歳児就学前健診」は、保健センター方式／巡回方式／園医方式で行います。なお、具体的な健診の内容については、別紙（※健診流れ図など）を参考にしてください。

この健診を活用し、お子さんの成長・発達に関して保護者の方が気軽に相談していただき、〇〇市（町・村）保健センターや幼稚園・保育所等が連携し、安心して子育てができる体制づくりに取り組みます。

なお、この健診の内容は個人情報保護の観点から、関係者外部には出しません。しかしながら、お子さんにとって学校生活がより良く過ごせるように準備するためには、小学校（教育委員会）と連携を取ることがとても役に立つことがあります。その場合には、保護者の方に説明・相談し、ご要望を伺った上で対応をしていきたいと考えています。

この機会に、日頃の生活の中で気になる点等ございましたら、遠慮なくご相談いただくよう、お願いします。

〇〇市（町・村）保健センター（〇〇課〇〇係）
〇〇市（町・村）〇〇町1-1-1
電 話 ……
FAX ……

[4] 保育所・幼稚園・保護者への健診説明書（パンフレット版）

5 歳児就学前健診のごあんない

〇〇市（町・村）では、これまでの「〇ヶ月健診」、「〇歳児健診」、……「3歳児健診」などを実施し、子どもたちの健全な成長・発達を見守ってきているところです。

近年、乳幼児期から集団での生活にうまく馴染めないお子さんや、行動面などで通常のお子さんとはやや異なる発達状況を示すお子さんが見られることがあります。

◆次のような行動が気になるお子さんはいませんか？

- ・言葉が遅かったり、言っていることが分かりにくい
- ・よく話すけれども会話が成り立たず一方的に話している
- ・話している相手と目（視線）を合わせない
- ・指示が伝わりにくい、理解できていない様子が見られる
- ・行動が他の子に比べて常に遅い、一緒に行動できない
- ・いつも部屋の中を動き回って落ち着きがない
- ・集団遊びに入れず一人で遊んでいることが多い（一人遊びでも平気）
- ・他の子とトラブルやけんかになることが多い
- ・特定のことや物に強いこだわりがある
- ・体を使った遊び（マット、平均台、ぶら下がり遊びなど）が苦手
- ・手先が不器用など、制作活動が苦手 等

お子さんの成長、発達状況は一人ひとり異なり、成長につれて問題となる面も改善されるケースも多くありますが、中には、それら行動面などでの特性が改善されず、子育てに何となく不安を抱える保護者の方もいると思われれます。また、今後成長するに従い、不登校や引きこもりなどの症状が出てくる場合もあります。

そのため、そのような特性や傾向をできるだけ早くに見つけ、その特性に合わせた適切な援助を行うなど、お子さんの健やかな成長を手助けしていきたいと考え、〇〇市（町・村）では、「5歳児就学前健診」を実施しています。

本〇〇市（町・村）の5歳児就学前健診は、〇〇方式で実施します。

〇〇方式は、幼稚園（保育所）を会場に実施します。

……。 ※〇〇方式の概要説明

この健診を活用し、お子さんの成長・発達に関し、保護者の方が、子育てしていく上で気をつける点に早めに気づき、気軽に相談し、必要に応じて専門的な発達支援が受けられるよう、〇〇市（町・村）保健センターや幼稚園・保育所等が連携し、安心して子育てができる体制づくりに取り組みます。

また、この健診では、小学校（教育委員会）などの連携を一層図る必要があることから、学校とお子さんに関する成長の状況を可能な範囲で情報共有していきたいと考えています。

この機会に、日頃の生活（活動）の中で気になる点等ございましたら、遠慮なくご相談いただくよう、お願いします。

〇〇市（町・村）保健センター（〇〇課〇〇係）

〇〇市（町・村）〇〇町1-1-1

電話 ……

FAX ……

[5] 保護者への健診のお知らせ

〈保健センター方式〉

保 護 者 様

〇〇市（町・村）長

5 歳児就学前健診のご案内

〇〇市（町・村）では、お子さんの健やかな成長を見守っていくため、下記のとおり「5 歳児就学前健診」を開催します。

つきましては、健診の参考とさせていただきたいので、お子さんの状況を同封の「質問票」と「アンケート」に記入していただき、5 歳児就学前健診の際に提出していただきますよう、よろしくお願ひします。

また、健診の結果、お子さんへの支援が必要な場合には、お子さんの通う保育所・幼稚園等と連携したいと存じますので、同封の同意書へのご記入についてもご協力をお願いいたします。

記

1 日 時 平成 年 月 日 () 〇:〇〇～
(受付時間 〇:〇〇～〇:〇〇)

2 場 所 〇〇市（町・村）保健センター 〇階

3 持参するもの 母子健康手帳、問診票、……

4 健 診 内 容 身長、体重、集団活動、……

※ お子さんの成長、発達状況を確認する大切な機会となります。是非ご受診いただくよう、よろしくお願ひします。

(問い合わせ先)

〇〇市（町・村）保健センター

(〇〇課 〇〇係)

電 話 ……

F A X ……

〈巡回方式／園医方式〉

保 護 者 様

〇〇市（町・村）長

5 歳児就学前健診のごあんない

〇〇市（町・村）では、お子さんの健やかな成長を見守っていくため、下記のとおり「5 歳児就学前健診」を開催します。

健診は、お子さんが通っている保育所・幼稚園で行います。

健診内容は普段の生活の様子などを観察したり、お子さんとお話をしたりすることであり、特別な発達検査などは実施いたしません。

従って、保護者の方の付き添いは必要ありませんが、心配な場合には保育所（幼稚園）にご相談ください。

健診にご協力いただける場合は、同封の同意書へのご記入くださいますとともに、健診の参考とさせていただきたいので、お子さんの状況を別紙の「質問票」と「アンケート」に記入していただき、保育所・幼稚園へ提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、他の市町村にある保育所・幼稚園に通っている、もしくは保育所・幼稚園に通っていない場合は、お手数ですが〇〇市（町・村）保健センターまでご連絡いただければ幸いです。

記

1 健診の日時・場所

- 1) 日 時 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日の間
- 2) 場 所 お子さんの通う保育所・幼稚園

2 アンケート等の提出

- 1) 提出期限 平成〇年〇月〇日（〇）
- 2) 提出方法 お子さんの通う保育所・幼稚園

※ お子さんの成長、発達状況を確認する大切な機会となります。是非ご協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

(問い合わせ先)

〇〇市（町・村）保健センター

(〇〇課 〇〇係)

電 話 ……

F A X ……

[6] 園から保健センターなどへの連絡票

〈園医方式〉

〇〇市（町・村）
保健センター（〇〇課）長 様

〇〇保育所（幼稚園）長

5 歳児就学前健診の実施結果について（報告）

過日、当園（所）で実施しました5歳児就学前健診の実施結果は下記のとおりでしたので報告いたします。

記

- 1 健診日時 平成〇年〇月〇日（〇）
- 2 受診児数 〇名（健診対象児数 〇名）
- 3 健診結果 別紙のとおり

（問い合わせ先）

〇〇保育所（幼稚園）

（担当 〇〇）

電 話 ……

F A X ……

[7] 同意書

〈保健センター方式〉

5歳児就学前健診にお越しいただき、ありがとうございます。

〇〇市（町・村）では、健診の結果、支援が必要なお子さんに対して、保育所・幼稚園及び教育委員会と協力しながら支援を行っていきたいと考えています。

つきましては、必要に応じて、お子さんの様子を関係機関に伝え、支援の方法を考えたいと思いますので、情報を提供することについて同意していただきますようお願いいたします。

5歳児就学前健診を受診した結果について、保育所（幼稚園）及び〇〇市（町・村）教育委員会に情報を提供することについて

同意します ・ 同意しません

※どちらかに○を付けてください

平成 年 月 日

児 氏 名 _____

(平成 年 月 日生)

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

児との続柄 _____

〈巡回／園医方式〉

〇〇市（町・村）では、保育所（幼稚園）にご協力いただき、5歳児就学前健診を実施し、健診の結果、支援が必要なお子さんに対して、保育所・幼稚園及び教育委員会と協力しながら支援を行っていきたいと考えています。

つきましては、5歳児就学前健診を是非、お受けいただきますようお願いいたします。

また、必要に応じてお子さんの様子を関係機関に伝え、支援の方法を考えたいと思いますので、情報を提供することについて同意していただきますようお願いいたします。

※以下の1，2について、どちらかに○を付けてください

1 5歳児就学前健診を受診することについて

同意します ・ 同意しません

2 結果について、〇〇市（町・村）教育委員会に情報を提供することについて

同意します ・ 同意しません

平成 年 月 日

児 氏 名 _____

(平成 年 月 日生)

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

児との続柄 _____

6

発達障害相談・支援機関一覧



〔市町村母子保健担当〕

乳幼児健診や予防接種、子育てに関する相談等を行っています。
 お子さんの様子や保護者の方の要望により、必要に応じて市町村で実施している相談等にお誘いしたり、発達に関する専門機関への紹介を行います。
 市町村により実施している事業の内容は異なりますので、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村	担当部署	郵便番号	住 所	電話番号
前橋市	前橋保健センター（こども課）	371-0014	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5703
高崎市	健康課（総合保健センター内）	370-0829	高崎市高松町5-28	027-381-6113
	箕郷保健センター	370-3105	高崎市箕郷町西明屋421-7	027-371-9060
	群馬保健センター	370-3592	高崎市足門町1658	027-373-2764
	新町保健センター	370-1392	高崎市新町3154-2	0274-42-1241
	榛名・倉渕保健センター	370-3345	高崎市上里見町1072-1	027-374-4700
	吉井保健センター	370-2132	高崎市吉井町吉井472	027-387-1201
渋川市	渋川保健センター	377-0007	渋川市石原6-1（渋川市第二庁舎）	0279-25-1321
榛東村	保健相談センター	370-3503	榛東村新井793-2	0279-70-8052
吉岡町	保健センター	370-3608	吉岡町下野田565	0279-54-7744
伊勢崎市	健康管理センター	372-0812	伊勢崎市連取町1155	0270-23-6675
	赤堀保健福祉センター	379-2204	伊勢崎市西久保町2-123-1	0270-20-2210
	あずま保健センター	379-2231	伊勢崎市東町2670-4	0270-62-9918
	境保健センター	370-0124	伊勢崎市境637	0270-74-1363
玉村町	保健センター	370-1192	玉村町下新田201	0270-64-7706
安中市	保健センター	379-0192	安中市安中1-23-13	027-382-1111
	松井田支所保健福祉課	379-0292	安中市松井田町新堀245	027-382-1111
藤岡市	保健センター（子ども課）	375-8601	藤岡市中栗須327	0274-22-1211
上野村	すこやかセンター	370-1616	上野村乙父630-1	0274-59-2309
神流町	保健福祉課（中里合同庁舎）	370-1602	神流町神ヶ原427-1	0274-58-2111
富岡市	健康推進課（保健センター）	370-2316	富岡市富岡1347-1	0274-64-1901
下仁田町	健康課保健環境係	370-2601	下仁田町下仁田111-2	0274-82-5490
南牧村	住民生活課	370-2806	南牧村大日向1098	0274-87-2011
甘楽町	健康課	370-2292	甘楽町小幡161-1	0274-74-3131
中之条町	保健センター	377-0494	中之条町大字中之条町1091	0279-75-8833
	六合支所（六合福祉振興室）	377-1795	中之条町大字小雨577-1	0279-95-3111
長野原町	保健センター	377-1305	長野原町与喜屋1624	0279-82-2422
嬭恋村	住民福祉課保健室	377-1612	嬭恋村大前1100	0279-96-1975
草津町	健康推進課（保健センター）	377-1711	草津町草津464-28	0279-88-5797
高山村	保健センター	377-0702	高山村中山3410	0279-63-1311
東吾妻町	保健センター	377-0801	東吾妻町原町1117-1	0279-68-5021
沼田市	保健福祉センター（健康課）	378-0053	沼田市東原新町1801-72	0278-23-2111
	利根町振興局（総務課）	378-0398	沼田市利根町追貝37	0278-56-2111
片品村	健康管理センター	378-0498	片品村鎌田3946	0278-58-4020
川場村	健康福祉課	378-0101	川場村谷地2390-2	0278-52-2111
昭和村	保健福祉課健康係	379-1298	昭和村糸井388	0278-24-5111
みなかみ町	子育て健康課	379-1393	みなかみ町後閑318	0278-62-2527
太田市	太田市保健センター	373-0817	太田市飯塚町1549	0276-46-5115
	尾島保健センター	370-0495	太田市粕川町520	0276-52-5200
	新田保健センター	370-0313	太田市新田反町町879	0276-57-2651
	藪塚本町保健センター	379-2304	太田市大原町482-1	0277-20-4400
桐生市	保健福祉会館	376-0045	桐生市末広町13-4	0277-47-1152
	新里町保健文化センター	376-0123	桐生市新里町武井673	0277-74-5550
	黒保根町保健センター	376-0141	桐生市黒保根町水沼562-3	0277-96-2266
みどり市	笠懸保健センター	379-2313	みどり市笠懸町鹿250	0277-76-2510
	大間々保健センター	376-0101	みどり市大間々町大間々1497-1	0277-72-2211
	東保健センター（東支所）	376-0307	みどり市東町花輪205-2	0277-76-0984
館林市	健康推進課（保健センター内）	374-0029	館林市仲町14-1	0276-74-5155
板倉町	保健センター	374-0133	板倉町岩田甲1056	0276-82-3757
明和町	健康づくり課	370-0795	明和町新里250-1	0276-84-3111
千代田町	保健センター（環境保健課）	370-0503	千代田町赤岩1705-1	0276-86-5411
大泉町	保健福祉総合センター（健康づくり課）	370-0523	大泉町大字吉田2465	0276-62-2121
邑楽町	保健センター	370-0603	邑楽町中野2570-3	0276-88-5533

〔市町村発達障害担当〕

市町村	担 当 部 署	郵便番号	住 所	電話番号
前 橋 市	障害福祉課 こども課	371-0014	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5711 027-220-5702
高 崎 市	障害福祉課 こども発達支援センター	370-8501	高崎市高松町35-1	027-321-1245 027-321-1351
渋 川 市	社会福祉課	377-8501	渋川市石原80	0279-22-2359
榛 東 村	保健センター（健康・保険課）、 子育て・長寿支援課	370-3593	榛東村新井790-1	0279-54-2211
吉 岡 町	健康福祉課	370-3692	吉岡町下野田565	0279-54-7744
伊 勢 崎 市	障害福祉課	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410	0270-27-2753
	伊勢崎市こども発達支援センター	372-0832	伊勢崎市除ヶ町410-1	0270-32-7748
	伊勢崎市障害者(児)相談・生活支援センター	370-0127	伊勢崎市境上武士972-1	0270-74-5040
玉 村 町	健康福祉課	370-1192	玉村町下新田201	0270-64-7706
安 中 市	福祉課	379-0192	安中市安中1-23-13	027-382-1111
藤 岡 市	福祉課 こども課	375-8601	藤岡市中栗須327	0274-22-1211
上 野 村	保健福祉課	370-1616	上野村乙父630-1	0274-59-2309
神 流 町	保健福祉課	370-1602	神流町神ヶ原427-1	0274-58-2111
富 岡 市	福祉課	370-2392	富岡市富岡1460-1	0274-62-1511
下 仁 田 町	健康課	370-2601	下仁田町下仁田682	0274-82-2111
南 牧 村	住民生活課	370-2806	南牧村大日向1098	0274-87-2011
甘 楽 町	健康課	370-2292	甘楽町小幡161-1	0274-74-3131
中 之 条 町	住民福祉課	377-0494	中之条町大字中之条町1091	0279-75-8818
長 野 原 町	保健センター	377-1305	長野原町与喜屋1624	0279-82-2422
嬭 恋 村	住民福祉課（保健室）	377-1612	嬭恋村大前1100	0279-96-1975
草 津 町	健康推進課（草津町保健センター）	377-1711	草津町草津464-28	0279-88-5797
高 山 村	住民課	377-0792	高山村中山2856-1	0279-63-2111
東 吾 妻 町	保健センター	377-0801	東吾妻町原町1117-1	0279-68-5021
沼 田 市	社会福祉課	378-0053	沼田市東原新町1801-40	0278-23-2111
	利根沼田障害者相談支援センター	378-0053	沼田市東原新町1801-40	0278-25-3781
片 品 村	保健福祉課	378-0498	片品村鎌田3967-3	0278-58-2111
川 場 村	健康福祉課	378-0101	川場村谷地2390-2	0278-52-2111
昭 和 村	保健福祉課	379-1298	昭和村糸井388	0278-24-5111
みなかみ町	子育て健康課	379-1393	みなかみ町後閑318	0278-62-2111
太 田 市	障がい福祉課	373-8718	太田市浜町2-35	0276-47-1111
桐 生 市	福祉課	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111
みどり市	社会福祉課	379-2313	みどり市笠懸町2952	0277-76-0975
館 林 市	社会福祉課	374-8501	館林市城町1-1	0276-72-4111
	相談支援センターほっと	374-0029	館林市仲町5-25 市民センター分室1階	0276-74-8304
板 倉 町	福祉課	374-0192	板倉町板倉2067	0276-82-1111
明 和 町	住民福祉課	370-0795	明和町新里250-1	0276-84-3111
千 代 田 町	住民福祉課	370-0503	千代田町赤岩1895-1	0276-86-2111
大 泉 町	福祉課	370-0523	大泉町吉田2465	0276-55-2631
邑 楽 町	福祉課	370-0692	邑楽町中野2570-1	0276-88-5511

発達障害者支援法における市町村の役割

- ①発達障害の疑いのある児童及び発達障害児に対し、適切な支援のため継続的な相談に応じています。
- ②発達障害児に対して早期の発達支援の援助や保育、放課後児童健全育成事業の利用の機会が確保を行っています。
- ③発達障害者に対して、就労のための準備や地域において自立した生活を営むことができるような訓練など必要な支援を行っています。

〔市町村教育委員会就学相談担当〕

市町村	担 当 部 署	郵便番号	住 所	電話番号
前 橋 市	前橋市教育委員会学校教育課	371-8601	前橋市大手町2-12-1	027-898-5802
	前橋市教育委員会総合教育プラザ幼児教育センター	371-0035	前橋市岩神町3-1-1	027-210-1234
高 崎 市	高崎市教育委員会学校教育課	370-8501	高崎市高松町35-1	027-321-1293
	高崎市教育センター	370-3531	高崎市足門町1678-1	027-329-7111
桐 生 市	桐生市教育委員会学校教育課	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111 (内線647)
伊 勢 崎 市	伊勢崎市教育委員会学校教育課	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410	0270-27-2789
太 田 市	太田市教育委員会学校教育課	373-0495	太田市粕川町520	0276-26-7080
沼 田 市	沼田市教育委員会事務局	378-8501	沼田市西倉内町780	0278-23-2111
館 林 市	館林市教育委員会学校教育課	374-8501	館林市城町1-1	0276-72-4111 (内線228)
渋 川 市	渋川市教育委員会学校教育課	377-0007	渋川市石原6-1	0279-22-2614
藤 岡 市	藤岡市教育委員会学校教育課	375-0024	藤岡市藤岡1485	0274-22-1211
富 岡 市	富岡市教育委員会学校教育課	370-2316	富岡市富岡1477-1	0274-62-1511
安 中 市	安中市教育委員会学校教育課	379-0292	安中市松井田町新堀245	027-393-7076
みどり市	みどり市教育委員会学校教育課	376-0101	みどり市大間々町大間々235-6	0277-76-9844
榛 東 村	榛東村教育委員会学校教育課	370-3503	北群馬郡榛東村新井790-1	0279-54-2211
吉 岡 町	吉岡町教育委員会事務局	370-3692	北群馬郡吉岡町下野田560	0279-54-3111
上 野 村	上野村教育委員会事務局	370-1614	多野郡上野村川和11	0274-59-2657
神 流 町	神流町教育委員会事務局	370-1592	多野郡神流町万場90-6	0274-57-3390
下 仁 田 町	下仁田町教育委員会事務局	370-2601	甘楽郡下仁田町下仁田682	0274-82-2111
南 牧 村	南牧村教育委員会事務局	370-2806	南牧村大日向1098	0274-87-2011
甘 楽 町	甘楽町教育委員会事務局	370-2292	甘楽郡甘楽町小幡183	0274-74-4685
中 之 条 町	中之条町教育委員会 こども未来課	377-0494	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	0279-75-8825
長 野 原 町	長野原町教育委員会教育課	377-1305	吾妻郡長野原町与喜屋174	0279-82-2029
嬭 恋 村	嬭恋村教育委員会事務局学校教育	377-1692	吾妻郡嬭恋村大前110	0279-96-0544
草 津 町	草津町教育委員会事務局	377-1711	吾妻郡草津町草津449-2	0279-88-0005
高 山 村	高山村教育委員会事務局	377-0702	吾妻郡高山村中山3410	0279-63-3046
東 吾 妻 町	東吾妻町教育委員会教育課	377-0304	吾妻郡東吾妻町奥田39-1	0279-59-3017
川 場 村	川場村教育委員会事務局	378-0101	利根郡川場村谷地2409-1	0278-52-3458
片 品 村	片品村教育委員会事務局	378-0415	利根郡片品村鎌田3946	0278-58-2144
昭 和 村	昭和村教育委員会事務局	379-1203	利根郡昭和村糸井405-1	0278-24-5120
みなかみ町	みなかみ町教育委員会総務・学校グループ	379-1393	利根郡みなかみ町後閑318	0278-62-2275
玉 村 町	玉村町教育委員会事務局	370-1192	佐波郡玉村町下新田201	0270-64-7713
板 倉 町	板倉町教育委員会事務局	374-0192	邑楽郡板倉町板倉2067	0276-82-1111
明 和 町	明和町教育委員会学校教育課	370-0795	邑楽郡明和町新里250-1	0276-84-3115
千 代 田 町	千代田町教育委員会事務局	370-0598	邑楽郡千代田町赤岩1895-1	0276-86-2111
大 泉 町	大泉町教育委員会学校教育課	370-0595	邑楽郡大泉町日の出55-1	0276-63-3111
邑 楽 町	邑楽町教育委員会学校教育課	370-0692	邑楽郡邑楽町中野2570-1	0276-88-5511

〔発達障害者支援センター〕

	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
群馬県発達障害者支援センター	371-0843	前橋市新前橋町13-12	027-254-5380	

〔児童相談所〕

	郵便番号	住 所	電話番号	管轄地域
中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
中央児童相談所北部支所	377-0027	渋川市金井394 (渋川保健福祉事務所内)	0279-20-1010	沼田市、渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、利根郡
西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、邑楽郡

群馬県医師会 5歳児健診マニュアル検討会議委員

今 泉 友 一 群馬県医師会理事

須 田 浩 充 前橋市医師会理事

羽 鳥 則 夫 伊勢崎佐波医師会理事

荻 原 重 弘 群馬県小児科医会推薦委員

鈴 木 基 司 群馬県小児科医会推薦委員

竹 澤 伸 子 群馬県小児科医会推薦委員

岡 田 恭 典 群馬大学大学院医学系研究科 小児科学分野講師

深 沢 勇 己 群馬県 障害政策課 地域生活支援係長 (H23)

井 上 秀 洋 群馬県 障害政策課 地域生活支援係長 (H24)

本 島 た み 子 群馬県 保健予防課 健康政策係主幹

近 藤 千 香 子 群馬県教育委員会 特別支援教育室指導主事

■編集後記

発達障害の子どもたちでは、保育所や幼稚園で集団生活をするようになってから行動面や学習面で様々な問題点が指摘されるようになります。学童期に入って初めて発達障害に気づかれる場合、学校不適應や心身症などの二次的な問題が契機となる例も多いようです。2002年の文部科学省調査では、発達障害の可能性があり支援が必要とされる子どもたちの割合は、小中学校の普通学級で6.3%にのぼっていました。

発達障害の原因は脳機能の先天的な障害であるにもかかわらず、親の育て方の問題などと誤解されやすく、そのために悩みを深める親も少なくありません。二次障害を予防し社会適應を可能にするためには、適切な時期に発見・支援することで保護者の不安・悩みをできる限り解消していく体制作りが大切になります。

5歳児健診を全国に先駆けて実施している鳥取県の報告では、3歳児健診において発達障害の子どもたちの約半数は発見されずに就学を迎えていました。発達障害の子どもたちに気づき、就学へと支援をつなげるには、5歳児健診を実施することが推奨されています。

平成19年から21年の3年間、群馬県でも5歳児健診モデル事業が藤岡市と嬭恋村において実施されましたが、市町村の実情に応じた実施体制の確保や専門家の育成について課題が残りました。そこで、平成23年より、群馬県医師会では群馬県小児科医会と群馬県の協力を得て、5歳児健診マニュアル検討会議を発足させました。委員の方々の熱心な討議を経て、このたび「5歳児就学前健診の全県実施に向けて」を発行することになりました。このマニュアルが、5歳児就学前健診を始められる市町村に必ずご活用いただけると信じております。

最後に、このマニュアルの原稿執筆と編集に多くの時間を割いてくださった5歳児健診マニュアル検討会議委員の皆様に深い敬意と感謝を申し上げます。

平成24年10月

群馬県医師会小児保健担当理事 今 泉 友 一